

無責任な飼育・餌やりは 猫を苦しめています

命と向き合う最前線で

助けた命より、助けられなかった命が多い現状。

「その現状を変えて行きたい」

小さな命と向き合う現場からの声とは。

小さな命を守るため私たちにできることは――。

子猫の多くは殺処分に

福島県動物愛護センターでは、飼い主から猫の引き取り相談がきた場合、まずは2週間程度、里親を自分で探してもらっています。もし里親が見つからずに動物愛護センターで引き取る場合にも、殺処分になる可能性が高いということとを十分伝えたうえで引き取っています。

また、引き取り後は、健康状態をチェックし、問題がなければワクチン接種を行い譲渡対象としています。しかし、病気を患っている猫や攻撃的など性格的な問題がある猫、そして乳離れをしていないような子猫は、譲渡対象とはならず殺処分となってしまう。

「猫の3ない運動」

また、福島県では「猫の3ない運動」を掲げて猫の適正飼育を啓発しています。「猫の3ない運動」では、①屋内飼育（出さない）②終生飼育（捨てない）③不妊去勢手術の実施（増やさない）を呼びかけています。猫が増えすぎて管理できなくなることがないように心掛けましょう。

猫の幸せを願って

「猫などのペットを飼う際には自分の年齢と動物の寿命、また収入などを考慮し、本当に飼ったペットを最期まで飼えるのかどうかを慎重に判断していただければと思

います」そう話すのは、福島県動物愛護センター主任獣医技師の高橋さん。

高橋さんは続けて「動物愛護センターで働く職員は全員、動物が好きで、少しでも苦しんでいる動物たちを助けたいという思いのもとここで働いています。しかし、福島県の現状では、里親に送り出す猫の数より殺処分になる猫の数の方が多く、救えなかった命に対して自分たちの無力さに憤りを感じることもあります。長年、屋内飼育や不妊去勢手術などの適正飼育を呼びかけているものの、殺処分となる猫の数は一向に減りません。少しでも幸せな一生を送れる猫が増えるようにこれからも努力していきたいと思えます」とその想いを話してくれました。



福島県動物愛護センター
主任獣医技師
高橋 侘奈 さん

「かわいそう」その気持ちだけで 助けることは出来ません

高まる個人の責任

所有者不明の犬及び猫の引き取りに関しては、今年6月に法改正が行われ、引き取りを求める相当の事由がない場合(①自力で餌を摂取し生存できる場合②親猫が飼育している場合③駆除目的で捕獲された場合④所有者がいると推測される場合)、引き取りを拒否できるようにになりました。この法改正は犬・猫の引き取り数の減少が殺処分数の減少に寄与すると考えられ行われたものです。

また近年では、台風や地震などの災害が多発する中で、避難に伴う突然の逸走が問題となつています。福島県では、そのような場合に備えてマイクロチップや首輪、迷子札など日頃からの所有者明示を呼びかけてます。



△飼い主の名前・連絡先を記載した迷子札

悩んでしまう人もいる

「不妊去勢手術」と「屋内飼育」

どちらも猫の幸せを思えばこそできる愛の証明です。

不妊去勢手術は猫のため

春と秋に発情期がある犬とは違い、猫は年間を通して発情期があるため、多いときは年間3〜4回、1回につき3〜6匹の子猫を産みます。

また、猫は産まれてから約半年経つと繁殖年齢になるため、不妊去勢手術を行わない場合、子や孫が次々と子猫を産んでいきます。

飼い主の中には「不妊去勢手術をするのは猫たちがかわいそうだ」そういつた声もありますが、子猫が生まれ続けて多頭飼いとなる場合、結果として餌えなくなったり、管理が行き届かないということが発生しています。

自分の気持ちだけではなく自分と猫の命の両方について考えたうえで不妊去勢手術をご検討してほしいと思います。

安心・安全の屋内飼育

猫を外で放し飼いにしてしまうと交通事故やノミやダニ等の寄生虫がついてしまったりと、大きなリスクが伴います。特にノミやダニが寄生してしまうと皮膚炎や栄養障害を起こし、最悪の場合、生命に危険を及ぼす感染症にかかってしまう場合もあります。また人間にも寄生することもあるので注意が必要です。

猫を飼う場合、「増やさない」「病気にさせない」その両方の意識を持って避妊去勢手術と屋内飼育に努めましょう。



高橋どうぶつクリニック
高橋 誠 先生